

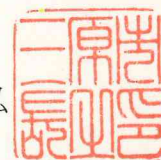
三原市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年11月30日

三原市長 岡田 吉弘



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集	本郷町南方 字二所合	21016-1	8-8	山林	0.62	10年	
	本郷町南方 字中山	20209-1 20211-4	11-21 11-30	山林	0.41	10年	
	本郷町南方 字重藤	21001-2	7-2	山林	0.43	10年	
	本郷町南方 字東山	20253-1 20298	10-22 10-7	山林	0.39	10年	
	本郷町南方 字観音谷	20065-1	11-13	山林	0.52	10年	

2 縦覧場所 三原市役所経済部農林水産課

3 本公告により、三原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。